

会 議 録

会議の名称	第2回 本庄市議会議員政治倫理審査会
開催日時	令和7年5月27日（火） 午前10時01分から 午後 零時24分まで
開催場所	議員応接室
出席者	委員 山口委員、清水会長、門倉委員、巴委員、高橋委員、 金井委員、古澤副会長、脇島委員 事務局 清水局長、岩崎副局長、荻野次長、西村主任 審査請求代表者 審査対象議員 堀口伊代子議員
欠席者	
議題 (次第)	付託事項
配付資料	第2回 本庄市議会議員政治倫理審査会 次第 審査付託書（写し） 署名簿（写）（会議後回収） 証する資料（追加提出分） 審査結果報告書（案） 審査結果報告書
その他特記事項	
主管課	議会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
清水会長	ただいまから第2回本庄市議会議員政治倫理審査会を開催いたします。 それでは、議事に入ります前に、まずは会議の公開、非公開について、 でございます。前回の審査会で、各会の審査会ごとに確認をさせていただくこ ととなりましたが、前回同様、審査会を公開することによろしいでしょうか。

	(「異議なし」という声あり。)
清水会長	それでは、審査会は公開といたします。 本日、傍聴希望者がおられますか。
事務局	傍聴者はありません。
清水会長	議事に入ります。 まず初めに、議題（1）、付託事項説明に進みます。 第 1 回審査会で議長から、今回の案件について審査付託書の提出をもって、審査の付託を受けました。付託事項につきまして事務局より説明をお願いします。
事務局	お手元に配付した審査付託書をご覧ください。 第 1 回の審査会で議長から会長に手渡しされました。 本庄市議会議員政治倫理条例第 6 条第 1 項に基づき、次のとおり審査を付託します。 1、審査請求の対象となる議員、堀口伊代子議員。審査請求の対象となる事由の該当条項、政治倫理条例第 2 条第 2 項および第 3 条第 2 号。第 3 条第 2 号が倫理基準になっていますので、第 2 条第 2 項も書いてありますが、第 3 条第 2 号が、市が行う許可、認可または請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利又は不利な取り計らいをしないこと、となっています。こちらを審査していただきたいと思います。 3、審査請求の内容、こちらは第 1 回でお配りいたしました審査請求書のとおりです。
清水会長	次に、議題の（2）、審査請求者の事情聴取等に進みます。
金井委員	その前によろしいですか。 審査請求者から追加されている 5 月 16 日付けで資料提出の件が提出されております。これを見ますと、審査請求者は、対象議員の本会議での発言を問題にされているように記載されています。したがって当初の審査請求書に書かれている倫理基準に違反する疑いの事由と別の事由が追加されているというように読めるのですが、この 5 月 16 日付けの書面に記載されている事由を、新たな倫理基準、倫理規定違反事由として取り扱うのかどうか、それをまず明らかにするべきかと思います。それによって質疑の内容が変わってきますので。

	私見を申し上げさせていただきますと、私は昨日、判例データベースを検索しまして、地方議会における議員の発言の違法性、違憲性について、高等裁判所以上の裁判所がいかなる判断をしているかについて調べてきました。 その中で、宮城靖国訴訟というのがありまして、この中で地方議員の議会での発言について、判示があります。 概要を、簡単に申し上げます。 憲法第 8 章の各規定によれば、普通地方公共団体の議会は、住民の代表機関として住民の間に存する多元的な意見および諸々の利益を反映させる必要があります、そのためには議員が、住民の多数の意向を汲みつつ住民の福祉の実現を目指して行動することが要請されるのであるから、その発言および表決の当否は、住民の自由な言論および選挙による政治的評価に委ねられる面が大きいことは、当然である。 そして、右の要請を満たすためには、地方議会においても議会内における言論の自由が確保され、議員がその職務を行うにあたって、不相当に制約されることがないように議会の運営がなされる必要のあることは言うまでもなく、しかし他方、普通地方公共団体の議会の議員には、表決の免責特権は付与されておらず、議員が憲法および法令を誠実に遵守して職務を遂行すべき義務を負っているのである。 したがって議会内における議員の発言および表決が、憲法および法令の明文の規定に反することはもとより許されないというべきである。 この判例は、上告されており、上告はいずれも棄却されておりますので、今の判示事項については最高裁判所のとるところであると考えております。 それからもう一つ。 平成 24 年 5 月 11 日、名古屋高等裁判所が下した判決がございまして、この中では、また概略を述べますと、地方議員には、表現の自由および参政権の一態様として地方議会等において発言する自由が保障されていて、議会等で発言することは議員としての最も基本的、中核的な権利というべきである。したがって地方議会が地方議会議員の当該議会などにおける発言は一般的に阻害しその機会を与えないように、与えないに等しい状態を惹起するなど、地方議員に認められた上記権利、自由を侵害していると認められる場合には、一般市民法秩序に関わるものとして、裁判所法第 3 条第 1 項における法律上の争訟に当たるといふべきである、という判示がなされます。 したがって、議員の議会における発言を憲法違反、法律違反を理由とするのではなく制限した場合には、これは違法になりますので、処分を受けた議員から、処分取り消しの訴え、それから国家賠償請求訴訟を本庄市に対して起こされるリスクがあるということになります。 そのような地方議会に係る裁判については、全国各地方公共団体ですぐに
--	--

	情報共有されますので、これで本庄市が敗訴したということになれば、本庄市の議会および市長が、全国的な恥をかくということになるかと思います。 したがって、この追加された事由に関しては、それが憲法違反に該当するのか、それとも地方自治法、本庄市の議会会議規則、倫理条例、これに違反するかどうか。当然、条例であっても上位の法律、憲法に違反することはできませんので、適用すべき条例が憲法に違反するかどうかを考えて検討する必要があると思います。 私の意見を申し上げますと、請求人から提出された資料の発言を見る限り、そこには地方自治法のいかなる条文にも、本庄市の議会規則のいかなる条文にも該当する事由は見出せませんでした。 したがって、これを理由に対象議員を処分することは、極めて憲法違反、それから地方自治法違反、その他条例違反に該当するリスクが高いと考えられますので、追加された事由については、検討は要しないものと考えます。
高橋委員	あくまでも議長の諮問は、倫理条例の第3条第2号に違反していないかどうか、ということの確認を取るためのものであって、上位法云々でなくて、第2号そのものに対してどうかということ。 それから、意見交換の場があるので、そこで意見を言っていけばいいと思います。
脇島委員	私も、これはあくまでも諮問にあるように第3条第2号の該当性、つまり、不当の働きかけでしたか、その有無に焦点を絞ってということで、有利また不利な取り計らいというところに争点を絞ってという。高橋先生の意見は、それでよろしいですか。 金井先生がおっしゃったように、5月16日提出の資料を見ると、議会を混乱に落とし入れるような、そういう投票行動とか採決行動したことに対して、高い倫理性が問われるみたいな言い方になっていて、倫理規定に該当する条項もないですし、私も金井先生の意見に全く同意で、議員の議会における発言というのは最大限保障されなければいけないし、それに対して市民が投票行動で問う責任以上の責任を負わせることは有ってはならない。これは、日本国憲法上当たり前の話だと思っている。ですから今回は、特定の業者に対する有利不利な働きかけがあったかどうか、という点についての確認を求めるということで、この委員会のコンセンサスを取れていると考えてよろしいのか。
事務局長	事務局から説明させていただきます。 5月16日提出の資料は、新たな審査の対象になるのかどうか、というこ

清水会長	とですけれども、当初 12 月 18 日付の審査請求書が審査請求の内容です。 この審査請求に対して 100 人以上の署名、又証する資料をつけて提出されておりますので、あくまで審査対象は、12 月 18 日付の審査請求の内容です。 それから審査請求の内容というのは、先ほども申しましたが、第 2 条第 2 項と第 3 条第 2 号がありますけれども、第 2 条につきましては倫理基準の審査の対象ではございませんので、今回は審査していただくのは、第 3 条第 2 号に該当するかどうかということです。 では、次に進ませていただきます。 議題の (2)、審査請求者の事情聴取等に進みます。 これより、本庄市議会議員政治倫理条例第 6 条第 4 項の規定に基づき、審査請求代表者より、事情聴取を行います。 なお、事情聴取は、付託案件に係る事項についての聴取となりますので、それに関係しない事項については、お控えいただきますよう、よろしくお願いをいたします。 審査請求代表者の入室を求めます。 (審査請求代表者入室)
清水会長	発言につきましては、挙手の上、指名を待ってから発言をされますよう、ご協力をお願いいたします。 それでは、質疑を求めます。
審査請求代表者	質疑の前によろしいでしょうか。 (「お答えいただくためにお呼びしてあるので」、という声あり)
審査請求代表者	会長に聞いているのだから、事務局は口を出さないでください。あくまでも審査会の構成員で、まともにやってください。それができないのだったら退室します。
脇島委員	議事進行について。 事務局がアドバイスすることあると思う。
審査請求代表者	あることかどうかが分からないから聞いているので。教えてください。
脇島委員	それで今、事務局がアドバイスしたので、それを聞いて会長が決めるわけ

	ですから。
審査請求代表者	発言できますか、できませんか。
清水会長	審査請求代表者どうぞ。
審査請求代表者	この審査会に当たりまして考えてきました。 まず、この審査会がどういう形で進行されるのか、全く自分には分かっていません。質疑応答、あるいは自分の発言が自由にできるのかどうか、準備が何らできません。 それで、第1回審議会の会議録の本庄市の情報公開、公文書公開請求書も出しました。期限である14日までに、その回答は私のもとに、残念ながら届いていません。そういう状態で、この審査会がどういう形で進行されるのか、私は皆目見当がつきません。 そういう状態なので、どこまでを会議録に残すかということがありますので、これから先のことは、オフレコで発言を聞いていただいて、それが許容されるようでしたら、その後で質疑に移っていただけたらと思いますけれども、そのことをまずお許しいただけるかどうか、会長に問い合わせます。
脇島委員	今の請求者の意見は、先に既に、審査請求書等は5月16日付で資料提出書面で主張自体は出ているはずなので、それをさらに補充するというのであれば、それを事前に書面で出していただく必要がございます。今日のこの会というのは今まで出されてきたこの資料に対して、こちらからその真意ですとか発言を求めるという機会ですので、冒頭の請求者からの発言は不要だと考えます。
清水会長	これより事情聴取に入りたいと思います。
審査請求代表者	オフレコにしてくれと言った。
清水会長	この会議は公開になっております。
審査請求代表者	脇島委員が言ったことを踏まえて、質問だけに答えるということであれば辞退します。 私は初めて出るから、議会のルールとか私はわかりません。それを事前に説明してもらって、理解できる立場で、お話をさせてください。

清水会長	この会議は、毎回、公開、非公開を問うておりまして、この会議は公開となっております。 ですので、次第に則り進めさせていただきます。
審査請求代表者	次第に沿って、それだけでやるのであれば、オフレコの発言ありません、ということであれば、資料はもう出してあるのが全てです。 その動機も聞かれないのであれば、言えないのであれば、俺は退席します。それが審査会であるのであれば、それはそれで致し方ありません。 だって、わからない、この審査会のルールが、基準が。どこにも基準を示してない。
脇島委員	では審査請求代表者にお尋ねします。 よろしいですか。
審査請求代表者	これはオフレコじゃないベースね。
脇島委員	もちろんです。
審査請求代表者	私はオフレコを前提に入りたいと提案しています。
脇島委員	お答えをするつもりはない、というふうにお聞きできますが。
審査請求代表者	そこに出た資料で審議するのであれば、何も言いません。
脇島委員	ここに出てきた資料で審査請求の内容が判然としないから、あなたにこれから伺いするのですが、そこについてもお答えしないということですか。
審査請求代表者	筋論で言いますけれども。 受け付けた段階で、その論議があつてしかるべきでしょう。審査請求に耐える資料がつけられているかどうか。
脇島委員	であれば、今からは私の聞くことにだけ答えてください。 それにお答えいただけない場合は、お答えがないということで取り扱いますけど、よろしいでしょうか。 これ全て公開ですから。

審査請求代表者	いいかどうかは別ですけども、自分が納得した範囲で答えます。
脇島委員	答えなければ答えなかったということで判断させていただきます。 では、続けさせていただきます。 あなたの審査請求書ですと、 （「あなたではありません。私は代表者の１人です。」という声あり。） あなたと呼びます。二人称を指す場合の日本語ですから。 今回の審査請求書では、本市議会議員政治倫理条例の倫理基準でいくと第 ３条第２号に該当する、抵触するということで請求をされていますので、こ の該当性についてお聞きします。 第３条第２号では、市が行う許可、認可または請負その他の契約に関し、 特定の企業、団体のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。 それで、この「有利な取り計らい」、今回の問題だという堀口議員が、有 利な取り計らいをしたという、その取り計らいというのは、どういうことを 指すのですか。
審査請求代表者	その質問ですけれども、審査する側の考え方と、市民の一人である私の考 え方に、温度差があっても致し方ないと思っています。あくまでも市民とし て、法律論ではなく、追加資料で出したと思いますけれども、議員の適法性 や違法性を問うものではなく、あくまでも議員としての倫理としていかな ものかというものと理解して、審査請求を出させてもらっています。
脇島委員	私の質問に答えていただけてないのですが、どの行動が取り計らいかと。 つまり議決をしたこと、本会議で賛成に回ったことか、それともあなたの審 査請求書には、本庄 RE・PUBLIC との間で、何らかの提案があったという ことも書かれているようですが、その何らかの提案があったことが有利な取 り計らいなのか、それとも本会議で賛成したことが有利な取り計らいなの か、その両方なのか、どの行動を指しているのか、行動で答えてください。
審査請求代表者	イエスかノーで論議しなくてはいけないのであれば、倫理の問題は、なか なか討論できないと思います。補足が付け加えられないのであれば、これは 難しい問題です。 それに対して、どういう対応をとっていただけるでしょうか。
脇島委員	倫理が問われるのは、あくまでも個別の行動ですから。どの行為が有利な 取り計らいなのか、と聞いているのですが、それについて、お答えいただ けないということですか。特定できないということですか。

審査請求代表者	説明しますけども、それはまず、建設産業委員会の質疑応答、ここに疑問を持っています。まず第1に、それがありません。 なぜ議員としての質問の場所、機会が与えられているのにも関わらず、その場所で委員として、きちんと時間をとって質問を公開の場所でできなかったのでしょうか。覆水盆に返ることができるのであれば、それはまた別の話です。
脇島委員	今の話だと、建設産業委員会で質問をしなかったことが倫理違反と言っている、ということですか。
審査請求代表者	いや、倫理違反に通じるっていうか、そういう感触を得ても致し方ないでしょう、と言っているだけです。 あくまでも市民の感覚で私は申し上げている。この件について、ここに至るまでの間に知人にも聞きました。こういうものが倫理を問えないのですか。そんなことはないでしょう。 これは市民の感覚ですから、法律論争は別にしてください。
脇島委員	そうすると、あなた最初の令和6年12月18日の審査請求書では、堀口議員からどのような条件を提示したのか、あるいは本庄 RE-PUBLIC との間で、どのような提案があったのかを明らかにする必要がある、と言っているのですけれども、こういった業者との間の何らかの条件提示とか提案とかがあったかどうかではなくて、あくまでも委員会で堀口議員が行った質問ですとか、そういったものが不十分だった、そのことの倫理性を問うと、そういうことでよろしいですか。
審査請求代表者	最初から言っているじゃないですか。それだけを切り取ってやるのであれば、そういう質問に対しての答えは、デパートメントの接触が契機になるのですけれど、それ以前の常任委員会から、その接触に至るまでの間、これを自分なりの感覚で、それは審査請求に馴染む、そういう判断を自分はしたわけですから。それに賛同する者がいたわけですから。 それが審査の対象となるか、ならないかっていうのは、こっち側の論理でなくて、そちら側の論理でこれからやることでしょう。
脇島委員	堂々巡りになっているので。 議員の資質であれば、選挙で審判を受ける話で、あくまでも個別の行動が、行為が、審査基準にある第3条第2号、有利又は不利な取り計らいをしたと、

審査請求代表者	これに該当するかどうかは今回審査なので、そうすると、個別の行動とは、どれだとは特定できない。今回の一連の堀口議員の、議会での議員としての行動だとか、そういったもの全般を通して倫理違反に問えるのではなかろうか、というふうにおっしゃっているというふうに聞こえるのですが、そのように理解してよろしいですか。 そういうふうに理解されるのであれば、そういうとり方もあるでしょう。というのは、やはり個人の行動というのは、1 ポイントだけのことで個人の性格、違法性、適法性を問うものでもないし、倫理を問うものでもないというふうに私は理解した。 そこが論議の対象として許されないのであれば、そういう人が、常任委員会後に業者と接触した、ということであれば、そこに何らかの疑義が生じてもしようがないでしょう。そういう前提です。
脇島委員	そうすると、委員会後に接触したこと、というふうにおっしゃったのですけど。接触したことで疑義が生じる。何の疑義が生じるということですか。
審査請求代表者	それは私の疑義です。私を含めた賛同者の疑義であり、私が、こういう経緯で今こういう状態になっています、これについて、審査請求することに倫理条例上、何か問えない部分があるのでしょうか、と相談したら、私に、そんなことはないと思う、それが倫理を問うその条例の趣旨であろうと。
金井委員	接触したということなのですけど、通常の調査の範囲を超えたやりとりがあるということについて、何らかの証拠とは言いませんけれど、何らかの客観的な資料をお持ちでしょうか。
審査請求代表者	資料があれば、審査請求時の提出資料として出していますし、それ以降に、再度資料提出しないと審査会は開かれませんが、というのに対して、追加資料をお手元に配ったはずです。 それは本来の審査の対象となるのかどうかはわかりませんが、あくまでもその審査請求を出した後の、議員の議会における言動、あるいはそこを傍聴した私が、その日の当日の議会っていうのは有効な議会であったのかという疑問を抱かせる起因になっていると自分は理解しました。 そんなことで、議会の当日が、トラブルがあったのは事実です。
脇島委員	よく分からないのですが、議員が、議決の対象となっている業者と委員会後に接触すること自体が倫理違反だということですか。

審査請求代表者	そうは言っていません。
脇島委員	そうじゃないのですね。
審査請求代表者	あくまでも、議員としての行動がどうあるべきかというのは、法律に抵触しない限り、議員としての行動に問題が生じるわけではない。 倫理の世界っていうのは、法律論とは別のところに自分はあると思うのです。そこが審査の対象とならないのであれば、それは別の次元の問題。 だから、オフレコで言わせてくださいっていう部分が言えないのであれば、公開の場で、また議事録載せてくれますね。それを最初にお断りしたつもりです。 そんな低次元というか、法律論の世界だけで行くのですか、という話です。だからオフレコの時間取っていただければ。 議事録、ここには議事録って書いてない。議事概要って書いてある。今回の審査会は議事概要です。にも関わらず、議事録として公開されています。納得いかない、市民として。なぜタイトルが議事録でいいのですか、議事概要としてなぜ書けないのですか。
金井委員	今は、この会議は公開となっているのですけれど、これを秘密会とした場合には、そのお手持ちの資料を開示していただけるということでよろしいですか。
審査請求代表者	その資料が、直接審査の対象となるかどうか私にはわかりません。 だから何回も言ったように、オフレコと秘密会は違います。そのくらいはお分かりですよ。オフレコというのは、会議がなかった世界です。
金井委員	この審査会も条例に基づいて行っておりますので。
審査請求代表者	条例がどこまでっていうのが、どこに明記して、私にわかるようになってますか、教えてください。
金井委員	ホームページに公開されてる。わからないのであれば今ここで。
審査請求代表者	審査会は、質問だけなんですか、ということ。
金井委員	それに関しては、後で議長の方から何らかのコメントがあると思いますけ

審査請求代表者	ど。 （「議長、会長。」という声あり。） 会長ですね。 お手元の資料は、議事録そのものなのですか。 ここに提出した資料は、公式に事務局を通して議長ないし会長あてに出した資料が、公式な書類です。それ以外は、正式な資料はありません。あくまでも、何回も言おうとしているオフレコでの補足資料です。
門倉委員	資料を見させていただくと、何の具体的なものが見えてきません。会ったというだけのことで、そこで何かが、ドラマのように起きたのではないかという噂話のレベルでしか私には聞こえてきません。 ですので、それを疑義としてこういう形で署名を集めて、政治倫理の会議を開いていくということまでしたわけですけども、それに値するのか。要はそこで金銭授受があるとか、何かの条件提示がちゃんと書面にあるとかっていうことであれば、はっきりしますけども、それを先生方も言われたのですけど、出てこないってことは、あくまでも噂レベルの話ですよ。 我々は、真摯にそれを受け止めて、この会を開いていくということですので、そこをよく受け止めていただければと思うのですが、再度伺いますけれども、具体的な資料等はお持ちでないのですか。
審査請求代表者	何度も繰り返します。資料は、議長ないしは会長を通じて審査会に提示した資料が全てです。 それでいいのかどうか、私の言い分は、そこにはないから、それが言えないのであれば、それ以上のことは、ここで何も申し上げることはできないというのが、この審査会の運営ルールということなのですね、ということです。 そんなことはありえない。世間一般常識として。
清水会長	門倉委員、質問に徹していただいて、ご意見は後ほどお願いいたします。
門倉委員	審査請求代表者が今言われた、会長に対して具体的な資料は、出てないってということでよろしいですか。
清水会長	皆様のお手元にあるもの以外に、私の方には出ておりません。 先ほどの金井委員のお話の中に、この会議を秘密会にすることはどうかというご提案もございましたけれども、皆様どうでしょうか。

脇島委員	秘密会にしたところで何か新しい資料が出るというわけではない、というお話なので、する必要もないと思います。
清水会長	では皆様、このまま公開の会議としてよろしいでしょうか。 （「異議なし」という声あり。）
脇島委員	先ほど審査請求代表者からのお話だと、今出ている会議録が全てで、堀口議員が、委員会などで行った発言などから市民として疑惑を持っていると。 この発言から、審査請求代表者として、どういった事実が推認されて、そこにどういったことがあったのかというのが推認されて、そこにどういう疑惑を持っているか、そこは特定できませんか。
審査請求代表者	皆さんが建設産業委員会の議事録は全部読んでいただいているという前提でお話してよろしいのか、そうでないのかということで、私の答え方は違ってきます。
脇島委員	私から質問している前提としては、あなたから出された資料は読んでいます。それで審査をしてくれと言われています。それでよろしいですか。
審査請求代表者	何回も申し上げますけれども、動機補足説明ができないのであれば、そのとおりです。
脇島委員	堀口議員の発言から疑惑が生じているとおっしゃったのはあなたで、この発言から何があったということが推認されて、そこに対して市民として当然それ疑惑を持つだろうと。だけどその疑惑の内容もわからないので、それは何ですか、どういった事実が推認されて、それがどういった疑惑になっているのか、そこくらいは特定できませんかと。特定してお話してくださいと言っているのです。
審査請求代表者	ちょっと時間かかりますけれども、建設産業委員会の会議録を読み上げてよろしいですか。
脇島委員	読み上げるのじゃなくて、そこからあなたはどいった事実があったとおっしゃっているのか、それがどういった疑惑に繋がっているとおっしゃっているのか、そこだけ端的に答えてください。 あなたの推認した結果です。

審査請求代表者	申し訳ないけど、そういう対応をとられるかどうか。私は慣れていません、初めてこんな席に出ます。 堀口委員の質疑、それに対する執行部側の回答、それでこの選定業者の選任が、正しく、議員として倫理上の問題を含めて、追求しきれたのか。 時間もある。後の時間というのは本来ないはず。そこで、その業者の選定に関わる疑義のあるところを、その席上でもっと執行部側に提出させることも可能だったはずと私は理解しています。 なぜそこでやらずに、常任委員会が終わった後に、プライベートで個別に会う必然性が、私は倫理的な問題を抱えているでしょうと。 それについては、審査する方は当然、建設産業委員会の堀口委員の質疑と、それに対する執行部側の回答を読んでいただけるんですよ。
高橋委員	審査請求代表者がおっしゃりたいのは、建設産業常任委員会も熱心に傍聴に来ておられて、この案件については関心を持っておられたと思います。 その中でのやりとりで堀口さんがどういう話をされたか記憶にないのですけれども、建産では反対の立場だったのが、その後、建産が終わってから、デパートメントの事務所に行って、事情聴取して、その中で何らかの約束をして、反対から賛成に回った、そこに疑念を生じるという、そういう話じゃないかと思うのですけど。 その会議録っていうのは、建産の会議録は出てないと思います、協議会の会議録はありますけれど。その中で、約束したというような言葉があるのです。それが何のこと、どういう約束かということ、それによって反対が賛成になったと。これに疑念が生じていると。端的に言えばそういうことですよね。
審査請求代表者	ちょっと論理の飛躍があると思う、今の高橋委員の発言は。 私は、委員会での発言とその後の行動に至る、そのこと自体に既に議員としての倫理、他の市民も、なぜ委員会でそんなことができないのだ、と言っていましたけれど、そこに疑義が生じている、ということです。 機会がありながらやらない。議員資質です。
脇島委員	先ほど、委員会の後に業者に会うこと自体は問題はない、とおっしゃっていたと思うのですけれど、それは、それでよろしいですね。
審査請求代表者	法的な問題があるかどうかはわかりませんが、そこ至る行為に倫理上の疑義が、含んでる。

脇島委員	確か私の記憶だと、委員会の後に業者に会うこと自体は、法的な問題だけではなくて、倫理上も特に問題にしていらない、というふうに聞こえたのですが、そうではないのですか。
審査請求代表者	最初に言いたいことを言わせてもらっていません。ここで言わせてもらいます。高齢者です、発言で、喉が詰まったり、口から声が漏れたり、聞きづらいことがあります。また、そちら側の発言も、私の耳に入りづらいことがあります。それと、話が前後することもあります。 ですから、18日の時点に、あるいは12月2日の時点にどうなったかというのは、高橋委員が言ったように、どれだけのことが、その会議録としても文字上記録されているか、それを読まない限り分からない。自分の記憶にはない話です。 ですから、その会議録をたどった上で発言をしているわけです。 整理させてくださいって言ったのは、あくまでも質問に答える、いろんな質問で飛んでくるのは相前後しますから、自分の審査請求をするに至った動機、裏付け、背景というものが説明できないのであれば、これは致し方ありません。
脇島委員	先ほど審査請求代表者のおっしゃったことの確認をただけのことなのですけど。
審査請求代表者	申し訳ない。前後して食い違いもあるかもしれません。
脇島委員	そうすると、今のあなたのお考えとしては、委員会の後に特定の業者に会うこと自体も倫理的に問題だということですか。
審査請求代表者	基本的に私の審査請求になった動機は、少なくとも12月2日の常任委員会での質疑、執行部側の回答、それを踏まえて審査請求を出した後の本会議の、議会の行動は、本来は審査請求に含まれないものですが、それをあえて受領しているということは、それも補足資料でしょう。 そこは捨象して考えるのであれば、12月18日の本会議の議事録は何ら意味のないものです。 わからないのです、このやり方のルールが。説明を受けていないから。 （「答えてもらえればいいんですけど。質問に対して。」という声あり。） 市民に分かるようになってない。
巴委員	この審査請求書を出した日にちが18日なのです。18日は、最終日なので

	す。朝、議長のところに来たのです。ということは、まだ審議が決定してないのですよ。 さっきの中に出てきます。堀口委員が委員会で反対して、その後、協議会で、言葉で言った。それは議事録にあるのですが、最後の日、まだ結審がないところに、こういう政治倫理審査請求書が出てきているわけです。 どういう考え方で、朝に出したのですか。
審査請求代表者	条例に書いてある条件、100 人以上の賛同者がいれば、いつ出すかは申請者側の自由です。18 日だろうが、17 日だろうと。それがなぜ問題になるのですか。
巴委員	審査請求代表者は、委員会の臨時委員会に出席していないし、議事録だって、 （「協議会でしょ、正しくしてもらわないと。」という声あり。） 協議会か。要するに、18 日にはまだこの議事録もできてない、書面としては。その後できているのですから。
審査請求代表者	それはさっき言った。断った。18 日の本会議の会議録は、あくまでも審査の対象とする直接証する資料ではなくて、補足資料として提出しています。 私が前後関係を今、突かれましたけれども、私はそう言いました。
巴委員	私の知識の中においては、最終日に結審するまでは、職員も、もちろん議員も、守秘義務がある。議場に於ける過程について。 （「公開だったらないよ。」という声あり。） 審査請求代表者が知り得て、まだ結審をしていない中で出せるということ自体、私は疑問に感じたから今質疑したのです。
審査請求代表者	少なくとも本会議、常任委員会は公開の場でやっていますし、常任委員会までは、私は建設産業委員会の当該事案の質疑応答が終了するまでは、傍聴をさせていただきました。 傍聴していない議員が、どうして建設産業委員会における当該委員の発言について、是非を言えるのかも不思議です。 私はあくまでも、出発点は常任委員会です。
清水会長	他に質疑がございますか。 （「なし」という声あり。） 以上で事情聴取を終了させていただきます。

	審査請求代表者につきましては、退出をお願いいたします。
審査請求代表者	質問。傍聴は可能なのですか。傍聴可能と書いてあった。出席者と呼ばれている。公開しているのであれば傍聴したい。 この後、秘密会と決議をされるのであれば、ルールですから下がります。
清水会長	傍聴については、ホームページに。
審査請求代表者	傍聴者として来ているのではありません。出席者として来ているので、出席者は当然傍聴できるでしょう。普通はそう考える。
清水会長	傍聴は、傍聴者のみでございまして、出席者としての傍聴はかないません。
審査請求代表者	わかりました。それはそちらの決定に従いますけれども、やはり最後に一言、言わせてもらえば。
清水会長	退室をお願いいたします。 (審査請求代表者 退室)
清水会長	5 分間の休憩をとりたいと思います。
清水会長	休憩前に引き続き会議を開きます。 続きまして、審査請求の適否の審査に進みます。 条例第 6 条第 1 項に、審査会は、議長から審査を付託されたときは、当該事案の適否および存否について審査を行うものとする、としております。 本条例に基づき、審査請求の適否についてご意見を求めます。
金井委員	対象議員の弁明の機会についてはいかがですか。
清水会長	適否の後に。 この請求が適しているかどうかを、先にご意見を求めたいと思います。
高橋委員	審査請求代表者の意見、質問に対して答えられて、それだけで、この審査会に適するかどうか、判断に苦しみますけれど。それだけの意図があって書類も集めて、審査会の皆さんに審査してくださいと願いがあったので、これは、しっかりと審査すべきだと思います。

	審査請求代表者もこういう場に慣れていない、私たちも慣れていない中で、的確な答えは、出せない部分もあるし、でも意図するところは、出された資料によって読み取れますので、これを受けて審査会を開いてほしいと思います。
清水会長	適しているというご意見でよろしいですね。
高橋委員	はい。
脇島委員	私はこれ、否定の立場であります。 まったくもってまず政治倫理条例の第3条第2号、特定の団体、有利又は不利な取り計らいについて、なんら特定できていませんし、また先ほどの質問の中では、建設産業常任委員会で追及されるべきところが、されなかったというのは、議会における行動を問題視していて、それはまさに選挙を通じてなされるべきで、倫理を問うてはならない。問うこと自体が違法行為になると、私は思いますので、これは日本国憲法のもとで当然、議員として守られた権限ですので、これ以上問うこと自体、私は違法だと思いますので、これは否定するべきです。
清水会長	適していないということですか。
脇島委員	適していません。
金井委員	私の意見も脇島委員と同様、適してない。直ちに棄却すべきであると考えます。 その理由については、まず、請求者は、倫理規定違反についての具体的な事実について、なんら特定することができませんでした。この状態で審議を続けるならば、この委員会は、個々の議員の資質を個別にゼロから審議する場になってしまいます。そもそも倫理審査会は、個々の議員の資質を検査、チェックする機関ではありません。 したがって、これ以上の審議は、審査会として与えられた権限外の行為になってしまう、と考えます。 しかも本庄市の倫理条例の第2条第2項、それから第3条第2号なのですが、冒頭に言いましたように、憲法の枠内であって初めて合憲になる。憲法の枠を超えた時点で、その部分は無効になります。したがって、対象議員の委員会および本会議における発言内容そのものを問うのであれば、それは憲法違反に該当します。

山口委員	先ほど申し上げましたように、憲法違反に該当しますから、その部分に限っては、この倫理条例は、違憲無効ということになります。したがって違憲無効な条例に従って審査をすることはできません。したがって、これ以上の審議はすることはできないと考えます。 私は、これは適している方にいたします。 理由としましては、先ほど説明があったように証拠等はないとしても、このような行為が市民に疑われるというのが議員としてどうかと。こういうことは市役所の職員は、絶対にその件で会ってはいけない、もちろん会わないと思うのです。 市役所職員は会わないのに、議員は会っていいのか。そのようなことを市民にも疑われることもありますし、今後、このようなことは、二度と起こってはいけないと思って、前例をつくっていただきたくないと思い、しっかり結論を出していただきたいと思います。
清水会長	適しているということですか。
山口委員	適しております。
巴委員	私も継続していいと。 その理由としまして、堀口議員が、かなりのバッシングを受けているという事実があるのです。その中で、弁明の機会もないと、かわいそうかなという心情的なものと、最終的に本人の弁明を聞いて、白なら白、黒なら黒というふうに、この委員会で結論を出す方がベターかと思います。
脇島委員	山口先生も、「こういうこと」とおっしゃって、巴先生も「弁明の機会」とおっしゃいますけれど、何に対して弁明を求めるということなのでしょう。そもそも、何が今、問題行動として審査の対象になっているのかが、分からないので、どこに弁明を求めるのか、どここのところの話をされているのかが、分からない。
巴委員	私の方は、先ほど審査請求代表者の話もある中で、業者に会いに行って、そこで話をして、本人は納得して、内容はこれから聞くにしても、意見を変えたという事実がある。その辺について、言葉は悪いですが密約について、今日の審査会ではないかと思う。
脇島委員	先ほどの審査請求代表者の話だと、会いに行ったこと自体は法的に問題は

	ないとしていましたし、そこについては、私の記憶だと、最初、確か、倫理上も問題にするわけではない、という話でした。 添付された資料ですと、高橋先生も今の指定管理者に会いに行っているのですね。現在の指定管理者がどのようにインフォメーションセンター運営をされているのか、現状を知るためにもお話を伺いに行きました、と。 個別に業者に会うこと自体は、一般的な議員の活動として使われるのではないかな。だから、そこは倫理規定に問うまでもない。
巴委員	そこで、本人が意見を変えた、と。反対から賛成に回った。その業者に会って、話をして。その内容はこれから聞きくにしても、納得して意見を変えた、と、そういう事実が議事録の中にあるものですから、その辺をはっきりさせていくということです。
高橋委員	私、そういう指摘されましたので、弁解ではないけれど、事実を申し上げます。この指定管理者の候補は、3事業者が申請したのです。私が会いに行ったのは3番目で、どんなに私が便宜を図ろうと指定管理者にはなり得ないところです。現状調査に行ったのです。それも、委員会が開かれる前に、どういうふうに指定管理者が運営しているのか、管理しているのかということについて。 堀口さんの場合は、委員会が終わった後に、第1候補者のデパートメントに行って、そういうことなら私は反対だったけど賛成するわっていう、そこなのです、問題は。
脇島委員	委員会の後で第1候補者に会うのは駄目で、その前で第3候補者に会うのはいいという理由が、私には全くわかりません。 そこは今回の議論ではないので。 巴先生がおっしゃるのは、業者に会った後に変えることが疑惑を招くのでしょ。
巴委員	その説明も含めて、堀口議員に言っていただくことも含めて、これからやるのでしょうか。その辺の中で、そこに審査請求代表者も疑惑が。そこで例えば何か有利な取り計らいをするという結果、ということで会いに行った。それは高橋委員おっしゃる1番2番3番は関係ないと思うのです。 デパートメントに仕事は落ちましたけれども、10対10になるっていう結果は見えてないわけですが、想像でしか。最終的に議長が判断した上でデパートメントが落としたわけですけど。

高橋委員	建産の中で、反対が5で、賛成が1だった。そんな中で、大体状況がわかっていた。その辺は関係ないけれど。
門倉委員	先ほど質問をして、答えになってなかったので、「否」なのですが、条例の建付け的には弁明の機会を設けるということですので、その話も準備をされていたようですので、弁明の機会を設けて、建付けに合ったことを一通りして、それで結論を出した方が親切だと。
清水会長	適しているという考えでよろしいですか。
門倉委員	はい。
金井委員	そうしますと、今後の表決の予想としては賛成4票、反対2票ということで、おそらく対象議員の弁明の機会を与えるという方向にいくと思いますので、それを前提にいたしますが、弁明の対象としては、実際に本庄RE-PUBLICに行って、どういう約束をしたのか、その点に絞るのであれば賛成に私は転じます。
脇島委員	私も金井先生と同じで、同じ趣旨ですが、逆に言うとそこに絞らずに対象が広がるようであると、議員に対する不当な制約になりかねないですし、本当に憲法違反になりかねないので、それ以上に質問が広がらない、つまり議決を変えたことだとか、その件については倫理とは関係のない、議員がそれぞれの選挙民に対して責任を持ってやるべきことであって議員の自由が保障されなければいけないので、そこに至ってはならないということは、ご指摘申し上げます。
高橋委員	弁護士の先生たちは議員の発言を制限しているのではないとか、調査権の弊害というか、自粛しているのではないとか言われますけれど、そんなことは全くないです。普段は、発言権も調査権も私たちは保障されています。 ただ今回は、この疑義を生じた行動に対して審査が行われているので、それに絞ってこれから審査すればいいかなと私は思います。
脇島委員	議会の中で、皆さんがお互いの議員に対して質問されるのと、この場で、外で議会内での行動なり発言が追及されるのとは、全く違う話ですので、そこには及ばないようにされるということを、法律家としてご指摘申し上げます。

清水会長	ご意見も出揃ったようですので、皆様からのご意見をまとめさせていただきますと、審査請求の適否については、当審査会による審査に適しているとしてよろしいでしょうか。 （「はい。」という声あり。） それでは、当委員会の審査に適しているといたします。
清水会長	続きまして、議題の（3）、審査対象議員の弁明、事情聴取等に進みます。 堀口伊代子議員の入室を求めます。 （審査対象議員 堀口伊代子議員 入室）
清水会長	これより、条例第 6 条第 3 項の規定により堀口伊代子議員より、付託事案について弁明をお願いいたします。
審査対象議員	第 76 号議案において、委員会では反対、本会議では賛成した経緯について説明をいたします。 その前に第 1 回本庄市議会議員政治倫理審査会の会議録を読ませていただきました。その中で、9 ページ、山口委員の発言についてですが、業者と最初のときにはお電話をして確認して、その業者に会った。次のときは、議会に来るときに、そこを覗き込んだらいた、それで寄ってお話したと、1 度目は電話をしてから会った、2 度目も会ったとありますが、 （「これ弁明ですか。」という声あり。） 電話をしておりません。電話をして会っておりません。いまだに電話番号も知りませんので、発言の訂正を求めることを前置きをして、説明に入りたいと思います。 そもそも、本庄デパートメントさんとは面識はありません。 続いて、建設産業常任委員会の表決についてですが、本会議の議案説明において、ハナファームキッチンさんが入るとの説明を受け、賛成するつもりで委員会に臨みました。 ハナファームキッチンさんは、市内でも人気のレストランであると認識していたためです。しかし、委員会において反対をした理由は二つあります。 一つ目は、高橋委員による本庄デパートメントは、地域との連携が取れていない発言があったためです。ここに公文書公開請求により入手した令和 6 年 12 月 2 日の建設産業常任委員会の会議録がありますが、高橋委員の発言の部分を読ませていただきます。 第 76 号議案、指定管理者の指定について、商工観光課長の説明終了後、質疑に入りますが、高橋委員は、最初に挙手をし、私はこの質疑に当たりまして、デパートメントが所在している銀座商店街だとか、それから現在行っ

	ております指定管理者にいろいろ聞いて回りました。それに基づいて質疑をさせていただきます。と、当時の指定管理者が応募の際に使用したプレゼンの資料を用いて質疑をされておりました。 そして、二度目の質疑の中で、事業者の評価項目の地域との連携構築について質疑をされており、地域との連携についてという項目がありましたよね、地域との連携で、そこで一番疑問に思ったのです。地域との連携が 11.3、この 11.3 は本庄デパートメントさんが関わる事業者の配点と 9.6 の違い、この 9.6 は当時の指定管理者の配点のこと、の違いがあるのですけれども、地域との連携については、市内事業者との連携を図りながら、駅に来るきっかけづくりになると言っていますけれども、商店街の方たちは全然連携していないと言っていました。全く関係を持っていない。銀座通りにカフェを開いていますけれども、誰も行かない。デパートメントは、私達に関係なくやっている、商店街を巻き込むとは思っていないということばかり聞きました。そういう中で、指定管理者になったら、連携するというのは疑わしいと思うのですけれども。と、さらに 3 度目の質疑において、
清水会長	堀口議員に申し上げます。端的にお願いします。
審査対象議員	つまり、地域との連携は重要です。そこができていない、と発言をされておりました。 二つ目の理由として、これだけ強い反対者がいる中で、指定管理を受けてしまうと、批判はさらに増すことが懸念され、銀座通りでの営業にも支障をきたすのではないかと案じ、委員会においては、反対をいたしました。 その後、自分で確かめるために銀座通りで営業する 3 名の方に、本庄デパートメントさんについての話を聞きに行きました。その結果、否定的な意見は確かにありましたが、否定的なのは一部の人の人でないかということがわかりました。 地域連携が取れていないことに関しては、100%本庄デパートメントさんに問題があるかのように考えていましたが、委員会での質疑を振り返ると、商店街の方々が口を揃えて、市の職員の方々が絶えずデパートメントに出入りしている、イベントも手伝っている、職員がデパートメントが管理している公園の草むしりをしている、といった不満ともとれる発言が出ており、様々な要因が重なり、地域の方々も否定的になってしまったのではないかと考えました。そして、地域との連携が取れば、否定的な意見や、さらなる批判の懸念はなくなるのではないかと。 そこで調査のため、地域連携について、まずはどのように考えているのか、本庄デパートメントさんに確認し、地域連携できるかできないか聞いてみよ

	うと考えました。そうすると、本会議において表決を変える可能性があり、あらかじめ高橋委員には伝えておいた方が良いと考え、調査する旨を電話で伝えました。12月12日の夜です。 翌朝、12月13日、本庄デパートメントさんのお店の前を通ったら、奥に電気がついていたので寄ってみました。時間がなかったので手短に、地域の方々と軋轢が生じているようですが、と聞くと、軋轢は出ていない、と回答。とにかく、地域との連携が取れていないとの話を聞いたので、地域と連携がとれますか、と話をしたところ、わかりましたと回答。それを聞いて立ち去りました。 その日の昼に、建設産業常任委員会の協議会が開かれました。その中で表決を変える旨を話したところ、高橋委員は私資料を持っている、委員会の表決において、議員は自己の表決の訂正を求めることができないというのがあります。これは一事不再議の原則が適用されますので、委員は理由のいかんを問わず、表決の訂正を求めることはできません。したがって、表決のやり直しも要求できません。このため、当該議員は委員会と本会議とで異なった意見表示をすることになります。そういうことです。これで懲罰になるかもわかりませんよ、と私が表決を変える発言をすることを想定し、あらかじめ資料を用意した上で発言されていました。 委員会での表決の訂正を求めているのではなく、調査の結果、本会議において表決を変える話です。変えることは可能です。 これがなぜ市民からの疑いの署名になるのでしょうか。そして採決が行われる12月18日、本会議当日の朝、代表者会議直前に市民からの疑いの書面が提出されましたが、提出者である審査請求代表者については、午前中は傍聴席に姿はなく、午後になって着席をしておりました。 以上が経緯になります。
清水会長	それでは、引き続き条例第6条第2項の規定により、対象議員の事情聴取を行います。 なお、事情聴取は、付託議案に係る事項についての聴取となりますので、それに関係しない事項については、お控えいただくようお願いをいたします。
高橋委員	本庄デパートメントさんに行かれたのは2回か、1回か。12月13日。
審査対象議員	1回でございます。
高橋委員	先ほども言われたけれど、本当に短い時間。どなたが対応されたのですか。

審査対象議員	男性と女性 2 名おりました。
高橋委員	13 日は協議会の日ですか。
審査対象議員	おっしゃるとおりでございます。
高橋委員	13 日に行って、これから地域と連携します、ということを約束して、それで賛成に回ったということですね。
審査対象議員	約束というか、まず確認をして。してください、ということです。
高橋委員	どこかの会議録で、約束をしたから、というのが出て来たのですが、その約束という意味は、どういうことなのですか。
審査対象議員	約束というか、地域と連携してくださいと。約束と言えば、約束かもしれませんが、地域と連携してください、ということを書いて参りました。
高橋委員	委員会で反対だった。それで、デパートメントへ行って、話をして賛成に回ったという、そのところの疑義というか疑惑があるのですけれども、堀口さんが、反対から賛成に回ったその中で、第 1 候補者のデパートメントに指定管理者が決まったという非常に重要なところです。その辺のところの自覚がありますか。
審査対象議員	委員会の短い時間の中では、なぜ連携がとれてなかったのか、というところまでは、読めなくて。ただ地域の方は、お伺いしたときには、最初は応援していたと。にもかかわらず、なぜそうってしまったのか、ということはずっと考えておりました。
金井委員	端的に聞きますが、13 日に本庄デパートメントの 4 名ですか、 (「2 名。」という声あり。) 2 名と面会したときに、何らかの利益供与を受けるという約束はしましたか。
審査対象議員	しません。
脇島委員	逆にあなたの方から本庄デパートメントに何らかの便宜を供与する、今

審査対象議員	後、入札とかあったらとか、そういう言葉、あるいは議員を辞めた後に、顧問に就任させてあげるとか、そういうことはありましたか。 ありません。
高橋委員	倫理条例第3条第2号で特定の企業、団体のために有利又は不利な取り計らいをしないこと、となっていますけれど、堀口さんが約束をして、そのことによって指定管理者を受けたわけです。それは有利な働きかけとは思いませんか。
脇島委員	前提として、弁護士とか代理人もいない状態ですので、質問する方も、誤導と言いますけれど、ご本人が言っていないことを前提とするような質問とか、質問者の方は、相当気をつけないといけないと思います。約束のところでは先ほどからそんなことはおっしゃっていませんので。 （「誘導。」という声あり。） 本人が言っていないことを所与の前提として質問するのは、誤った誘導になるわけで、誤導と言います。
金井委員	しかも先ほどの質問は、議会における議決権の行使に関する問題ですので、それは議員の自由に図られるべきだと。憲法によっても保障されていますし、資料の中に入っているQ&Aにも書いてありますので、質問として不適切だと思います。
高橋委員	議決権云々じゃなくて、行った行為に対して聞いているのです。
金井委員	複数の事業者の中から一つの会社を選ぶのですから、当然に当選した事業者に対しては有利になります。それは当たり前ですので、それを言ったら、委員会に出席して、何らかの投票をした議員は全て倫理違反になってしまいますのでナンセンスな質問だと思います。
清水会長	皆様に申し上げます。事情聴取に徹していただきまして、ご意見は、この後、伺うことになりますので、よろしくお願いいたします。
山口委員	先ほど12月12日に高橋議員とお電話ということで、日にちはそれでよろしいでしょうか。会う前でよろしいでしょうか。 それともう一つ、12月13日に、たまたま今朝通ったらいらっしゃってお会いして、となっているのですが、堀口議員は、いつも中山道から本庄市役

審査対象議員	所に来ている。その日だけなぜ、デパートメントの前を通過して、中山道の方からでは電気がついてると分からないと思うのですが、なぜその道を、その日は通ったのかお聞かせください。 その旨を、連携してください、ということをお伝えすることと、その確認、地域との連携はどうなっているのか、それを聞きに行くために、あえて通りました。いるかなと思ひまして。
山口委員	私もその辺の方に聞いたのですが、その時間はデパートメントさんはいらっしやらないって時間とお聞きした。いつもそこに住んでいるわけじゃなくて、会社であって。 その日は9時30分に一般質問ですから、9時前にお会いしたか、9時過ぎにお会いしたか分からないのですが、いらっしやらない確率の方が高いですが、もういらっしやんと思って通ったのですか。
審査対象議員	そのとおりです。いると思って通りましたら、奥に電気がついておりまして、寄ってみました。そしたらお二人が、パソコンを覗いてらっしやいました。
山口委員	高橋議員からお話を聞いて、その後に確認等はしてなく、次の日にお会いするとか約束はしてないってことですね。
審査対象議員	約束はしておりません。 お話をするというか、確認に調査に行くという旨を伝えました。
山口委員	先ほど弁明の時に、デパートメントさんも何も知らないと言ったのですけど、お伝えするっていうのは、どういった形でお伝えに。
審査対象議員	自分が調査をした結果、私の反対の判断は、もしかして間違っていたかもしれない、ということで、その辺を聞きに行こうと。そして高橋委員に、私は表決を変えるかもしれないので、そのことは、高橋委員にあらかじめ断っておこう、と思って高橋委員に電話をしました。夜に。 で、次の日、いるかなと思って前を通ったら、奥の方に電気が点いておりましたので寄りました。 私のところに電話したのが12月12日で、確認に行ったのが13日で、確認に行く前に、ひょっとしたら変えるっていうのは分かるのですか。
高橋委員	

審査対象議員	それは、かもしれない。変えるか、それは聞いてからではないと分からないので、かもしれないという旨のお話を高橋委員に私はしました。
高橋委員	私の記憶も曖昧なのですけれど、私のところに電話が来たときは、地域と連携するからと、そんな約束をしても、何の当てにもならないんじゃないの、というようなこと私は言いませんでしたか。
審査対象議員	私は、高橋委員に電話をして、デパートメントさんに地域と連携してくれと言って、もし連携するって言ってくれたならば、賛成に回るかもしれません。ただ、連携しないと言う可能性もあります。そしたら反対します。 高橋委員はその時に、そんなの地域と連携するって言うに決まってるじゃないのよ、と言われました。
山口委員	これまでも堀口議員に関しますと、いろんな疑惑、疑われるようなことが多い。それでこういうことになって、また皆さんに疑われる。会って何かあるのではないかと。それで今回こういうふうになったと思うのです。その辺はどうお考えなのですか。
清水会長	山口委員に申し上げます。 今までのことではなくて、今回のこの審議会に付託されたものだけについて事情聴取をお願いします。
山口委員	今までそういう経緯があったから、市民の方もそういった疑念を抱いたのではないか、ということと言ったのです。
脇島委員	今までのことは、何の証拠にも出ていませんし、今回、審査請求者からも、議長からの付託事項でもないので、今の発言は不適切ですし、撤回されるべきです。
巴委員	確認ですけれど、私が知っている情報ですけれど、堀口さんという議員も、向こうも知らずに、議員みたいな人が来たと。それで、言葉は適切じゃないかもしれないけれど、自分の言いたいことをまくしたてて、それで帰って行ったというような、そこであった人は言っている。先ほど堀口議員は、地域連携について言ったというふうにおっしゃっていますけれど、本人たちはよくわかってない感じなので、アポを取った、取らないということ以上に、堀口さんは、自分が思っていたことをバツと言って帰って来たと。いいです、

	それやってくれますね、という話で帰って来たと。そういう感覚ではないかと思うのですが、いかがですか。
審査対象議員	まくしたててはおりませんが、 （「相手がそう言うんだよ。」という声あり。） 確かに、ただいきなり寄って、地域と連携してくださいということは、言いました。
巴委員	その内容は、要するに、地域連携の協力を、というレベルなものでしょう。約束事は。
審査対象議員	おっしゃるとおりでございます。
清水会長	他に質疑はございませんか。 よろしいでしょうか。 （「はい。」という声あり。） それでは、堀口伊代子議員につきましては、退席をお願いいたします。 （審査対象議員 堀口伊代子議員 退室）
清水会長	続きまして、審査請求事案の存否について、でございます。 審査請求は、条例第 3 条第 2 号に違反する疑いとなっております。 存否の判断は条例第 3 条第 2 号の倫理基準、市が行う許可、認可または請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利又は不利な取り計らいをしないこと、に違反をしたかどうかについてとなります。 それでは、本条例に基づき審査請求事案の存否についてご意見を求めます。
高橋委員	私は、これは、特定の企業に対して有利に働いたと思います。というのは、建産の中では 5 対 1 で反対だったのです。きわどかったのです。堀口さんが、もしデパートメントへ行かなければ反対だった。 そうすると、今の指定管理者は、あり得なくて、2 番目の人が上がったのか、それは分かりませんが、態度を変えたことによって、その指定管理者に有利に働いた、というふうに私は思います。
清水会長	ということは、存否ですので、存在するということによろしいですね。
高橋委員	そうです。弁護士先生がおっしゃるように金品の授与とかではなくて、行

	為そのものが有利に働いたのかなと。
脇島委員	高橋先生に質問なのですが、その行為というのは、どの行為のことをおっしゃっているのですか。業者に会ったことですか。
高橋委員	約束を取り付けたこと。
脇島委員	地域と連携します、という約束を取り付けたということですか。 それは何がいけないのですか。地域と連携してくださいって、いいことじゃないですか、市民にとって。
高橋委員	事前に、委員会の前に行かれたなら何の問題もなかった。それに基づいて、賛成なり反対なりされたなら、何の問題もなかったけれど、委員会の後で私達の質疑を聞いて、それ本当かなって確認して、そんなことないですよって言われて賛成に回ったという。これは、全然普通ですか。
脇島委員	普通だと思います。先ほどの話だと、高橋先生から話を聞いて、地域連携に疑念を持ったと。そこに確認をする時間がなくて否決に回ったという話です。そうすると議会日程を延ばして確認に行って、その上で決議をしるという話になります。
高橋委員	議案が上程されてから委員会まで日にちがある。その間に疑問に思えば、調査する時間がある。それに基づいて委員会に臨むということが普通ではないかと私は思います。
脇島委員	それは、堀口議員がどの時点で疑問に思ったかによりますし、最初の時点で疑問を持たなかったことが、倫理違反だというのであれば、議員の活動はきません。
巴委員	委員会で反対したから、最終日、議場で賛成してはいけないという論理ではない。結果論ですけど、最終日に 10 対 10 になってしまった、というだけで。 弁明を聞きましたけれど、堀口議員に悪いところはないと思うのです。何か利益供与みたいに、あそこが取れたと。取れたかどうか、最終日まで分からないです。堀口さんが、賛成したからといって、取れるかどうか分からないわけですね。皆の意見を聞いて、賛成するのか、反対するのか全部聞いたわけではないので。それを聞いたとしたって、最終日にボタン押すのは個人で

高橋委員	すから。だからその辺は、関連性はないと思うのですけれど。 確かに最後の表決までは、反対なのか、賛成多数なのか分かりません。だけど、会派制をとっていますので、大体その会派でまとまるではないですか。そういうところで、最終日にはなんとなく分かるじゃないですか。 今回は、1人1人の判断が非常に貴重だったと思うのです。今までと違って重い1票だったと思うのです。 それを、行って約束を取り付けたというのは、行って話を聞いて賛成に回ったという。では行かなかったら、そのまま済んでしまってデパートメントには有利に働かなかったのです。
金井委員	それだと、調査をしたこと自体が、倫理規定に違反するという結論になってしまうのですけれど、それを議会に報告するのですか。 そのような報告をするのであれば、この審査会が機能不全に陥ったとしか言いようがないと思います。論理的ではないです。
巴委員	高橋さんの発言の中で、会派制云々とおっしゃいましたけれど、会派は縛りがないので。私も会派の代表ですけど、会派の1人が例えば反対すると言ったら、いいですよ。ちゃんと理屈を言っていただいて、賛否の意見を。 会派で、高橋さんのところもおそらく、縛れない。この案件もそうです。そういう理屈は通らないと思います。
高橋委員	縛りがないけれども、概ね皆さんが一致するというのは、方向としては合っています。
脇島委員	議会制の根本に関わるので、そこで止まってしまうと議論が全く進まないのです。まず、会派というのは事実上のものであって、議会制民主主義の大前提としては、議員というのは市民に対して選挙を通じての責任を負っている立場であって、投票というものは、自身の良心に基づいて自身の判断でやっていく。ただ、もし会派とかで、例えば党議拘束みたいなものがあるのであれば、その会派の中の自律権として処罰されることはあっても、それによって倫理を問われることはない。 調査をすること、これも議員の調査権、これは認められているものなので、それを行使したからといって、何かしらの倫理とか処罰されるようなことがあってはならない。 また、議決についても、法制度上、委員会決議と本会議決議があるわけですから、ここで変えること自体は、法律上も制度上も予定されていることで

門倉委員	あって、これを行使することによって何らかの処罰がされるようなことがあっては、それはすべからず議員の行為を縛ることになる。これは憲法に違反する。 今回、あくまでも問題になっているのは、業者から何らかの利益供与、便宜供与があったかどうかであって、それ以外のところで問うこと自体が、これはまず出発点としておかしい話ですし、あってはならないことです。ですから、私は否決の方です。 私も存否については否決です。 理由としましては、スタート時点で委員会で決めたことに関しては変えてはいけないという不文律も議会の中にあって、それに反対するから懲罰だみたいな言葉を発した人はいます。 そういう雰囲気自体が、既に憲法違反となりますので、やはり公務員に関しては、確かにステークホルダーと会ったりするのは問題があるかもしれないですけども、議員は、議員が直接契約するわけではありませんので、審査をするわけですので、審査はいつまでたっても最後の最後までやってもいいと思います。一生懸命調べて悩んで、最終的にボタンを押すまで悩んでもいいと思います。そこに対して制限をかけたりするのは、論外の話で違憲行為になってしまいますので、そこは議員としての活動は制限されるようなことはないことですし、実際、審査請求代表者のお話をうかがっても、何をもって倫理違反なのか不明確でしたので、そもそも存在しません。否です。
古澤委員	この資料だけで判断できないので、委員の先生方に聞いて、弁護士の先生方の言うように、便宜供与があったかどうか争点だと思うのです。議会のことは分からないですけど、素人目にも、利益供与があったかどうかを、この場合は、そこを争点にして、あったのか。 本人はない。会った人も多分やってないと私は判断したので、否でいいのかと。
清水会長	存在しないということによろしいでしょうか。
高橋委員	先ほど脇島先生の意見、利益供与があったかどうか、そこを問うのではなくて、倫理条例では、その人の行動が特定の企業に、利益云々ではなくて、働いたかどうか、ということを問われている。 それから調査権も発言権も全くその規制はありません。自由に調査してもいいし、自由に決してもいいし、一向に構わないのです。 ときと場合というのがあろうと思うのです。今回は非常に重要な、審査請求

脇島委員	があったように、議員の行動が重要だと思うのです。 重要だからこそ調査するのではないですか、ギリギリまで。 （「だから、ときと場合によって。」という声あり。） ですから、むしろ堀口議員がしたことは、自分は委員会決議で間違っただかも知れない。それを正すために、議員の信念として動いた、という評価だであり得るわけで、私は、今回の議決自体について賛成するでも反対するでもないですけど。これは、むしろ自分の信念を貫くために調査したという評価もあり得るわけであって、議員は使える権限はフル行使しなければいけないんです、本当は。市民に対する関係で。ですからそのために調査したということ、むしろ議員としてやるべきことをやったという評価だってありうると思うのです。 ですから全然、倫理を問われる話ではないと思います。
巴委員	今、高橋議員の意見の中で、先ほどどちらかおっしゃった、極論で言うと賛成した人間は皆なバツだと、そういう論理です。 堀口さんだけではなくて他の１０人も、賛成した人は全部同罪です、という論理になりますから。
高橋委員	反対、賛成はどの議案に対してもあるわけです。今回ののは、指定管理者を決めるという非常に難しいというか、重要な案件だったのです。 最初に委員会のときに賛成していて、ずっと賛成なら全然問題なかったけれど、行って話を聞いてという、私はそこに引っかかります。
脇島委員	高橋先生の論理からすると、委員会決議で間違っただけの決議をしたという議員は、その間違いを正すことなく本会議まで突っ走れというふうに聞こえるので、非常に恐ろしいと思います。 （「よろしいのではないですか、意見は出尽くしましたし。」という声あり。）
清水会長	それでは、審査請求事案の存否について採決をしたいと思います。 審査請求事案の存否については、存在すると考える委員の挙手を求めます。 挙手少数でございます。 本審査請求事案の存否については、存在しないといたします。 ここで暫時休憩をいたします。

清水会長	休憩前に引き続き会議を開きます。 続きまして、議題の（４）、審査結果報告に係る意見交換を進めてまいります。 条例第８条第１項に審査会は審査の負託を受けた日から９０日以内に、その審査結果を議長に報告しなければならない、としております。 そこで審査結果の報告に向け、審査会の結論をまとめるための方向性を議論いただくこととなります。 休憩中に配布をさせていただきました。事務局より説明をいたします。
事務局	配付した報告書案について説明します。 これまでの結果により、審査結果、適否があり、存否がなし、と結論が出たと思います。それぞれの理由が下に書かれてあります。 あくまでもたたき台ですので、審査会で、理由の文言も協議していただきたいと思います。
清水会長	皆様よりご意見ございますか。
脇島委員	私は３の審査結果、適否ありのところの理由ですが、「市民が疑念を抱いた理由と提出書類が整っている」、この書き方ですと内容面まで充足しているように見える。手続き面として、審査請求書を提出された段階で簡易却下できないかという話が前回あったと思うのですが、この程度のもので１００人集めれば請求されることになりかねない。 門倉先生からあったように、倫理条例第６条第３項で弁明の機会を設けなければいけない。これがあったことから、手続き上、簡易却下の条文もないので、例えば、倫理条例は、対象議員の弁明の機会を設けなければならないとされているから、手続き上、対象議員から弁明の機会を設けて、その上で適否も判断するべきだと判断したので、手続きを進めたとか、そのような書き方が適切なのかな、という意見を持っております。
金井委員	脇島先生の意見に賛成します。 審査結果で、適否ありの理由の３行目ですが、「市民が疑念を抱いた理由」については、抽象的理由としていただきたいと思います。 それから、「提出書類が整っていることをもって」についても、提出書類が公式上整っていることをもって、に訂正していただきたい。 加えて、存否なしの理由ですけれど、２行目から３行目にかけて「市民に疑念を疑かせる原因となったと考えられるものの」とありますが、これは全く不適切だと思いますので、削除するべきだと思います。

	そうなると文が繋がりませんので、面会するなどの行為については、条例第3条第2号の云々については認められなかった、ということではよろしいかと思います。
脇島委員	今のところですけど、存否なしのところ、いっそのこと、市議会議員として条例第3条第2号の有利、不利な取り扱いをした事実は認められない、とか、どの行為がということも特定されていなかったなので、そこを削ってもいいかと思います。
門倉委員	1面に全部収まるのか、確認です。
事務局	はい。
清水会長	皆様のご意見をまとめさせていただきまして、事務局より説明を。
事務局	意見を踏まえて、審査結果、適否ありの理由の修正後です。 審査請求内容は具体的な根拠が示されていないものの、本庄市議会議員政治倫理条例は、議員に市民の代表者として高い倫理的義務を課していることから、市民に対して、疑念を抱いた抽象的な理由と提出書類が公式上整っていることをもって、審査請求は適していると判断しました。 続きまして、存否なし。 条例文だけでよろしいのではないかという意見を踏まえまして、条例第3条第2号の倫理基準である特定の企業等に有利又は不利な取り計らいをしたことは認められなかった。 以上です。
事務局長	市民が疑念を抱いた理由としては抽象的ではあるが、提出書類は公式上、形式上整っているので適している、ということではよろしいでしょうか。
脇島委員	むしろ、市民が疑念を抱いた理由のところを削除して、提出書類が形式的に整っていることから、審査請求は適しているとして手続きを進めることにした、くらい。
清水会長	皆様そのことについて、どのようなご意見でしょうか。そのとおりではよろしいでしょうか。
金井委員	門倉先生の意見が反映されない。

脇島委員	提示されていないものの、形式的に提出書類が整っていること、および、条例第 6 条第 3 項で、手続き上、対象議員の弁明の機会を設けるとされていることから、弁明の機会を設けるべく審査請求を適しているとして手続きを進めることとした、くらいで。
事務局	3 番のところを最終確認できれば。
清水会長	もう一度確認させていただきますので、よろしくお願いします。
事務局長	審査請求の内容は、具体的な根拠が示されていないものの、形式上提出書類が整っていることから、審査対象議員へ弁明の機会を求めるため、審査請求は適していることとして手続きを進めることとした。
事務局	読み上げます。 審査請求の内容は具体的な根拠が示されていないものの、形式上、提出書類が整っていることから、審査対象議員へ弁明の機会を設けるため、審査請求は適していると判断し、手続きを進めることとした。 存否なし。市議会議員として条例第 3 条第 2 号の倫理基準である特定の企業等に有利又は不利な取り計らいをしたとは認められなかった。
清水会長	皆様、こちらでよろしいでしょうか。 それでは今、印刷をしてまいります。 (報告書配付)
清水会長	こちらの内容で作成をさせていただき、報告書の案をとって、後日、議長に報告をするということでよろしいでしょうか。 (「異議なし。」という声あり。) それでは後日、議長に報告をさせていただきます。 今回をもちまして本件に係る審査会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。古澤副会長から閉会をお願いいたします。
古澤副会長	以上で第 2 回本庄市議会議員政治倫理審査会を終了させていただきます。 いろいろご協力ありがとうございました。